

海老名市立今泉小学校増築校舎整備事業公募型プロポーザルにかかる質問及び回答

件名：海老名市立今泉小学校増築校舎整備事業

質問No	受付日	資料名	頁数	質問内容	回答
1	5月14日	実施要項	3	監理技術者は資格を満たせば自社の社員の他に監理業務を協力企業に委託させていただいても宜しいでしょうか。	協力企業に委託することは可能です。
2	〃	要求水準書	1	バリアフリー対応のエレベーター1基の設置を要求されておりますが、定員数、昇降速度のご指定はございますか。	指定はありません。ただし、「学校施設バリアフリー化推進指針」等を考慮すると、設計検討事項だと思いますが、定員数は、11人以上になると想定しています。
3	〃	要求水準書	10	「必要諸室の規模及び条件」にて700名程度の児童が増築校舎を使用される事になっておりますが、お使いになる学年は想定させているのでしょうか。	今後、本校舎の長寿命化工事時の利用も想定しており、全学年が使う可能性があります。
4	5月21日	要求水準書	5	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例について、協議は必要であるが、全項目適合させる必要はないと考えてよろしいでしょうか。	認識のとおり。 ただし、増築校舎は適合することを目指すこと。
5	〃	要求水準書	5	校舎を新設するにあたり、トラックの再敷設が必要と考えられますが、トラックピンの移設等は別途工事と考えてよろしいでしょうか。	新設校舎の配置場所が提案事項であり、左記条件が提案者により異なることが予想されますが、校舎建設（例：仮設万能鋼板等）により、学校活動に支障が出るものは本工事内で見込むこと。
6	〃	要求水準書	2	敷地内の既存建物は、全て建築基準法上、適法と考えてよろしいでしょうか。また、違反建築物等があった場合の、是正・撤去費用は別途と考えてよろしいでしょうか。	認識のとおり。
7	〃	その他	—	実施設計に入った段階で、流通の問題でやむをえず供給困難な状況となった資材等がある場合は、代替資材等を使用することは可能でしょうか。	左記の状況であれば、実施設計の段階で資材の見直しを行い、工事は設計通りに行うこと。

8	〃	その他	—	新設校舎内において、建築基準法上の火気使用室はないものと考えてよろしいでしょうか。	保健室分室スペースにおいて、温水器の設置を最低要望事項としているので、提案による温水器の仕様で変わるものと考えられます。
9	〃	その他	—	学校の全体の児童数・教職員数は何人でしょうか。	令和7年5月1日現在で児童1103人、教職員48人です。
10	〃	その他	—	平日の開校時間は何時から何時でしょうか。	学校の日課は、8時25分の予鈴から始まり、15時30分に下校となります。教職員の勤務時間は職種により異なり、時間外勤務などもあるため、時間を指定することは困難。この他に、平日の学校開放（一部教室・体育館）は18時から21時30分までとなります。
11	〃	その他	—	休日の学校開放は行っておりますでしょうか。	休日も一部教室・体育館の開放を行っています。
12	〃	募集要項	—	国庫負担金申請に対して本契約に含まれる業務があればご教示ください。	国庫負担金申請時に必要となる設計書作成（内訳書・設計図・竣工図）が本業務には含まれます。
13	〃	その他	2	学校行事のわかる資料をご教示ください。	事業期間全ての予定は決定していないので、令和7年4月1日現在で決定している令和7年度の行事を参考にすること（別紙質疑1）
14	〃	要求水準書	3	渡り廊下に至るまでの想定されている給食配膳動線をご教示ください。	「給食配膳の動線を考慮して提案すること。」と記載しておりますが、既存の配膳室からカート等で配膳するパターンと直接配膳車を接続させるパターンなどを想定しています。

15	〃	要求水準書	3	職員室分室にて連携を想定されている設備をご教示ください。	「提案内容は、要求水準と同等以上の性能を有することを条件に、設計業務の過程において協議を行い、具体的な仕様として確定させること。」に含まれる内容ですが、照明制御（一括消灯等）、構内情報通信網設備（ネットワーク機器・リモート会議用モニター等）、構内交換設備（内線電話等）、拡声設備（リモコンマイク等）、誘導支援（トイレ呼び出し等）、時計表示（親子時計等）、監視カメラ設備（モニター等）、空調調和設備（集中リモコン）などを想定しています。
16	〃	要求水準書	4	増築校舎に対する生徒の教室移動や登下校動線をご教示ください。	児童の教室移動は、渡り廊下を使用し、既存校舎へ移動することを想定しているため、渡り廊下を要求水準上求めています。登下校については、建物の配置場所により、児童の安全を最優先に学校と協議の上、検討・決定していくものですが、現状は既存の門からの登下校パターンと増築校舎近くの工事搬入口で使用後の新設校門からなどを想定しています。
17	〃	要求水準書	5	遊具の移設に伴う補償はないものと考えて良いでしょうか。また移設不可による新設となる場合は別途協議と考えて良いかご教示ください。	別紙13 内容説明事項書 4. その他事項 (8)現場対応 ③原形復旧 に記載の通り、「受注者の責任において実施し、工事後は原形に復すること」と記載していますので、補償となります。併せて、移設不可の理由にもありますが、原形復旧に復することが原則となります。
18	〃	要求水準書	5	既存暗渠の構造図、断面資料をご教示ください。	敷地真ん中を通っている既存暗渠は、道路法94条（不用物件の返還及び譲与）にもとづき譲与を受けているもので、構造図、断面資料が存在していません。
19	〃	要求水準書	5	マスターキーは増築校舎のみと考え、既存校舎との連携・グルーピングは不要でよいでしょうか。必要な場合、メーカーをご教示ください。	増築校舎のみで可。

20	〃	要求水準書	10	配膳室のプラットフォームは給食車両を増築校舎まで近接させる想定でしょうか。P3では渡り廊下にて動線計画とあります。	No. 14のとおり。
21	〃	特記仕様書	建築	工事用水、工事用電力は有償でも完全に使用不可と考えて良いかご教示ください。	別紙13 内容説明事項書 4. その他事項 (4)仮設計画 ①仮設計画に記載の通り、「仮設計画図を作成し、事前に施設管理者及び市担当者等の承諾を受けること」としているため、仮設計画図が提出されるまでは、工事特記仕様書の「有償で利用できる」もしくは「利用できない」という回答になります。
22	〃	設計業務仕様書		確認申請ではなく、海老名市が建築主となる計画通知と考えて良いかご教示ください。	確認申請となります。
23	〃	設計業務仕様書		確認申請又は計画通知は指定確認検査機関にて審査でも良いかご教示ください。	認識のとおり。
24	〃	設計業務仕様書	6	2階建てのため日影図は不要で良いでしょうか。必要な場合は、作成のために必要な既存建物情報を貸与いただけると考えて良いでしょうか。情報がない場合は別途協議と考えて良いかご教示ください。	階数は、提案内容によりますが、 別紙11 設計業務仕様書 「基本設計書」(4)に記載のとおり 「その他資料は、諸条件から決定」としていることから、諸条件の中で不要であれば、作成は不要です。 次に、別紙11 設計業務仕様書 5 特記事項(4)に記載のとおり 「業務の遂行上必要な資料で、市側が所有するものは原則貸与し」としており、市側が所有していないもので、官公署手続き等で必要なものは、別途協議ではなく、 別紙11 設計業務仕様書 5 特記事項(16)に記載のとおり 「官公署手続きは、全て業者の責任と負担に於いて行うこと。」となります。

25	〃	設計業務仕様書	6	造成予定がない場合、造成計画は作成不要と考えて良いかご教示ください。	No. 24のとおり。
26	〃	設計業務仕様書	6	各設備計画に必要な既存容量は貸与いただけると考えて良いでしょうか。資料がない場合の調査は別途協議と考えて良いかご教示ください。	別紙11 設計業務仕様書 5 特記事項（4）に記載のとおり 「業務の遂行上必要な資料で、市側が所有するものは原則貸与し」としており、根拠資料作成に必要な調査であれば、別途協議ではなく、業務内容に含まれます。
27	〃	設計業務仕様書	6	増築校舎に給湯設備の計画はありますでしょうか。	別紙11 設計業務仕様書 別表2－4 記載内容・検討事項に記載のとおり 「※提案内容に含む」としており、提案者により異なることが予想されるので回答はできかねますが、保健室分室スペースにおいて、温水器の設置を最低要望事項とはしています。
28	〃	設計業務仕様書	6	雨水利用設備計画とありますが、増築校舎での利用はありますでしょうか。	No. 27のとおり。
29	〃	その他		既存敷地の緑地資料は貸与いただけると考えて良いでしょうか。また資料がない場合や条例等による不足が判明した場合は別途協議と考えて良いかご教示ください。	別紙11 設計業務仕様書 5 特記事項（4）に記載のとおり 「業務の遂行上必要な資料で、市側が所有するものは原則貸与し」としており、市側が所有していないもので、官公署手続き等で必要なものは、別途協議ではなく、 別紙11 設計業務仕様書 5 特記事項（16）に記載のとおり 「官公署手続きは、全て業者の責任と負担に於いて行うこと。」となります。
30	〃	その他		既存敷地の雨水流出抑制設備資料は貸与いただけると考えて良いでしょうか。また資料がない場合や条例等による不足が判明した場合は別途協議と考えて良いかご教示ください。	No. 29のとおり。

31	〃	その他		今回の増築計画は、海老名市住みよいまちづくり条例第80条(4)における「国、地方公共団体の他、これらに準ずる法人で規則で定めるものが行う開発事業で、この条例に定める基準に基づき、行われると市長が認めるもの」に該当するものであり、同条例の開発事業等の一連の協議については、適用除外であると考えて良いでしょうか。	認識のとおり。
32	〃	その他	—	参加申込後から提案書提出までの期間で辞退をする場合、ペナルティなどはありますでしょうか。	ペナルティなどは、ありません。
33	〃	実施要項	3	直接的・間接的な接触を避けるべく、発注業者選定委員会に該当する方をご教示下さい。	委員会は、「教育部長」、「教育部次長」、「教育支援課主幹兼指導主事」、「海老名市立今泉小学校長補佐」、「財務部次長」、「営繕課長」で組織されており、事務局として教育総務課が置かれています。
34	6月11日	その他	別紙1	仮設計画図の作成に当たり、最新の配置図のCADデータをいただけますでしょうか。	別紙1の配置図のデータと直近の発注図面で使用しているデータを「配置図.zip」(CAD図)としてHPにアップしますのでご使用ください。
35	〃	その他	別紙8	4枚目に記載の、敷地内を横断する管渠類は、現に機能を有しているものか否かを教えてください。	有しています。
36	〃	その他	別紙8	上記質疑により、機能を有していない場合、校舎を増築する際に支障となる管渠類は計画上支障となる部分のみ撤去と考えてよろしいでしょうか。	No. 35のとおり。
37	〃	その他	別紙8	上記質疑により、機能を有している場合、切り回し等が必要であれば切り回し方法等をご指示ください。	新設校舎の配置場所が提案事項であり、敷地内を横断する暗渠の影響が提案者により異なることが予想されますが、要求水準書P5「既存暗渠が支障となる場合は、対策を講じること。」と記載の通り、対策を講じingことを要求しています。提案される建物の配置や構造により、対策の講じ方が異なるため市から現時点で指示できることはありません。

38	〃	その他	別紙 8	上記質疑により、質疑内容が提案によるとなる場合、明確な資料がないためコストや工期を見込むことが難しい状況です。想定できないコスト増（調査費含む）及び工期増となる場合は別途協議させていただくことで宜しいでしょうか。	昭和55年に海老名市土地開発公社が整備した際の資料しか現存しないため、提示した以外の明確な資料はありませんが、流末と学校敷地西側の枿から埋設高、流末での実測及び人孔の大きさから大まかな管口径が想定できると判断しますので、別途協議ではなく、掘削等を含まない調査費用が必要であれば見込んでください。 （参考：学校敷地西側の枿から管上までGL-700mm弱、流末でGL-700mm強、管口径1200mm程度） ただし、上記調査を含めた設計業務の中で想定したものから、大幅に建築計画に影響が出る暗渠であった場合は、不可抗力によるものとし工事期間中に協議とします。 併せて、埋設物の情報として別紙 8 に 5 枚目を追加しましたので参照してください。（飲料水兼用貯水槽）
39	〃	評価基準	—	テーマ3にて「本事業における工期短縮への取り組みについて」という項目が二つありますが、テーマ3内の4行目にあたる下線のある文章は工事費用の低減についての評価基準であると理解して宜しいでしょうか。	認識のとおり。修正版をHPにアップします。
40	6月12日	その他	—	敷地内に埋設されている管渠類の位置、構造、及び現に機能を有しているかどうかを確認するために、海老名市様の道路管理課・農政課・下水道課に事前相談することは可能でしょうか。	No. 38のとおり。新設校舎の配置場所が提案事項であり、敷地内を横断する暗渠の影響が提案者により異なることが予想される。そのため、暗渠の影響については市で横断的（左記部署）に情報共有をしていますが、提案事項である配置場所が決定していない状況下では、相談に対する回答が想定にしかないため、事前相談は不可となります。